令和6年度木津川市精華町環境施設組合人事行政の運営等の状況及び公平 委員会の状況について、木津川市精華町環境施設組合人事行政の運営等の状 況の公表に関する条例第6条の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和6年度 木津川市精華町環境施設組合人事行政の運営等の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員採用・退職の状況(R6年4月1日からR7年4月1日まで)

R6. 4. 1 職員数	退職者数	採用者数	R7. 4. 1 職員数
13人 3人		2 人	12 人

(注)退職者・採用者数には、組合構成市町との人事異動 (派遣等)による者を含みます。

(2) 部門別職員数の状況(各4月1日現在)

区分		職員数		対前年	主な増減理由
部門	月	R7 年	R6 年	増減数	土な墳板生田
一般	総務	4 人	5人	△1 人	人事異動による
般行政	衛生	8人	8人	0人	
	合計	12 人	13 人	△1 人	

(3) 年齢別職員数の状況(R7年4月1日現在)

l √	八	20 歳	21~	26~	31~	36~	41~	46~	51~	56~	61 歳	≅L
区分		以下	25 歳	30 歳	35 歳	40 歳	45 歳	50 歳	55 歳	60 歳	以上	計
職	男	-	-	-	1人	-	3人	1人	2人	1人	3人	11人
員	女	-	-	-	-	-	-	1人	-	-	-	1人
数	計	-	-	-	1人	-	3人	2人	2人	1人	3人	12人

2 職員の人事評価の状況(R7年4月1日現在)

地方公務員法に規定される「能力及び実積に基づく人事管理の徹底」を図るため、令和3年 度から全職員を対象に能力評価と業績評価を合計した成績評価による人事評価に取り組み、そ の結果を昇給や分限処分に反映しています。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (普通会計決算見込)

区分	歳出額	A 実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考)R5 年度の人件費率
R6年	复 818,989 千	子円 8,333 千円	日 110,087 千円	13.4%	18.6%

(注) 人件費には、特別職に支給される給料・報酬などを含みます。

(2) 職員給与費の状況(普通会計予算)

区分	職員数		給与費	計	1 人当たり給与費	
6万	A	給料	職員手当	期末・勤勉手当	В	(B/A)
R7年度	13 人	53,785 千円	19,401 千円	23,403 千円	96,589 千円	7,430 千円

(3) 職員の平均年齢及び平均給与月額(R7年4月1日現在)

職種	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
一般行政職	51.2 歳	339,208 円	403,299 円	390,613 円
国	42.1 歳	323,823 円	_	405,378 円

- (注) ①平均給料月額とは、職員の基本給の平均です。
 - ②平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものです。
 - ③平均給与月額(国ベース)は、国家公務員の平均給与月額が、時間外勤務手当、 特殊勤務手当等の手当を含めず公表されているため、比較用に再計算した額です ④国の数値については、R6 年 8 月公表分です。

(4) 職員の初任給の状況(R7年4月1日現在)

区分		本組合	国	
一般行政職	大学卒	225,600 円	220,000 円	
川又1丁41以	高校卒	201,000 円	188,000 円	

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (R7年4月1日現在)

区分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	_	-	_
川又1JL又川以	高校卒	_	_	_

(6) 一般行政職の級別職員数の状況 (R7年4月1日現在)

	区分	1級	2級	3級	4級	5 級	6級	7級	
標準的7	な職務内容	主事	主事	主任	係長	課長	施設セン ター長	局長	計
R7 年	職員数	0人	1人	3人	6人	1人	0人	1人	12 人
K/ +	構成比	0%	8.33%	25%	50%	8.33%	0%	8.33%	100%

(7) 職員手当の状況

ア 期末・勤勉手当

木津川市精華町環境施設組合	国		
1 人当たり平均支給額(R6 年度決算見込)			
23,870 千円/13 人=1,836.2 千円	_		
(R6 年度支給割合)※()内は再任用職員	(R6 年度支給割合)※()内は再任用職員		
期末手当勤勉手当	期末手当勤勉手当		
2.5 月分 2.1 月分	2.5 月分 2.1 月分		
(1.4 月分 1.0 月分)	(1.4 月分 1.0 月分)		
(R6 年度加算措置の状況)	(R6 年度加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算 5%~15%	・役職加算 5%~20%		
・管理職加算	・管理職加算 10~25%		
事務局長級 給料月額×12%+8,000円			
課長級 給料月額×12%+6,000円			

イ 退職手当(R7年4月1日現在)

区分	木津川市精華岡	汀環境施設組合	国		
	自己都合	早期・定年	自己都合	早期・定年	
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続 25 年	28.0395 月分	33.270750 月分	28.0395 月分	33.270750 月分	
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709000 月分	39.7575 月分	47.709000 月分	
最高限度額	47.709000 月分	47.709000 月分	47.709000 月分	47.709000 月分	
その他の	-	_	定年前早期退職特例措置(3~45%)		
	退職手当の調整額(記	退職前60月の在職期	退職手当の調整額(退職前60月の在職期		
加算措置 間の在級区分により		調整額を加算)	間の在級区分により記	問整額を加算)	
1 人当たり	_		_	_	
平均支給額	_ _			_	

⁽注) 本組合の退職手当は、京都府市町村職員退職手当組合の規定によります。

ウ 地域手当(R7年4月1日現在)

支給実績(R6 年度決算見込)	3,357 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額(R6 年度決算見込)	258 千円 -
支給対象地域	全地域
支給率(R6 年度)	6%
支給対象職員数(R6 年度)	13 人

エ 特殊勤務手当 (R7年4月1日現在)

支給実績(R6 年度決算見込)			72 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額(R6 年度決算見込)			24 千円
職員全体に占め	める手当支給職	員の割合(R6 年度)	23.1%
手当の種類(引	手当数)		3
手当名	主な支給	主な支給対象業務	左記に対する
十三石	対象職員	土な又和刈豕未彷	支給単価
清掃危険手当	施設課職員	ごみ焼却工場の焼却炉内等において、著しく危	1回3,000円
有带地映于当	旭汉跊峨貝	険かつ不健康な清掃作業などに従事する職員	1 四 3,000 []
		酸欠場所等で危険作業を指揮する主任者又は、	
特別作業手当	施設課職員	機器などの高度な技術を要する修理作業に従事	1回2,000円
		する職員	
資格主任手当	施設課職員	各種資格主任の業務に従事する職員	月額 1,000 円
貝俗土江十日 	旭汉硃啾貝	行性具治工圧の未防に促事する収良	又は 3,000 円

オ 時間外勤務手当(R7年4月1日現在)

手当名	年度	支給実績	職員一人当たり平均支給年額
時間外勤務手当	R6 年度	238 千円	18 千円
时间外到伤于日	R5年度	277 千円	20 千円

(注) 管理職員特別勤務手当を含みます。

カ その他手当 (R7年4月1日現在) R6年度実績

手当名	内容及び支給単価	支給実績	職員一人当たり平均支給年額
	・配偶者 6,500円		
	・扶養親族(配偶者		
	除く)		
	1人につき		
扶養手当	子 10,000円	2,070 千円	259 千円
	子以外 6,500 円		
	・16 歳から 22 歳まで		
	の子1人につき		
	5,000 円加算		
	・借家・借間住居者		
	家賃の額が月額	*	*
住居手当	16,000 円を超える		
注冶于日	場合、家賃の額に応		
	じて月額 100 円~		
	28,000 円		

通勤手当	・自動車を利用する 職員 往復通勤距離×23 日×ガソリン単価/ 10 リットル ・交通機関を利用す る職員 1ヶ月あたり限度額 55,000円 ・自転車等を利用す る職員 距離に応じて 2,000 円~31,600円	1,174 千円	90 千円
管理職手当	事務局長級 給料月額×12%+ 8,000円 課長級 給料月額×12%+ 6,000円	*	*

⁽注)個人情報保護の観点から、対象となる職員が3人未満の場合はアスタリスク (*)と表記しています。

(8)特別職の報酬等の状況(R7年4月1日現在)

区分	報酬額	
管理者	年額 60,000 円	
副管理者	年額 48,000 円	
議長	年額 36,000 円	
副議長	年額 30,000 円	
議員	年額 24,000 円	

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)職員の勤務時間(標準的なもの)

Ī	1 週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
	38 時間 45 分	8:30	17:15	12:00~13:00

(2) 時間外勤務及び休日勤務の状況(R6年4月1日からR7年3月31日まで)

時間外・休日勤務時間数	職員一人当たり平均時間
73 時間	6.6 時間

(注) 算出にあたり管理職員は対象から除いています。

(3) 年次有給休暇の取得状況 (R6年1月1日から R6年12月31日まで)

給付与日数	総取得日数	全対象職員数	平均取得日数	取得率
503 日	198 日	13 人	15.2 日	39.36%

(4) 病気休暇

理由	期間		
公務上の負傷又は疾病	その療養に必要と認められる期間		
結核性疾患	1年を超えない範囲内で、その療養に必要と認められる期間		
上記以外の負傷又は疾病	6月を超えない範囲内で、その療養に必要と認められる期間		

(5)特別休暇

休暇の種類	期間
職員が選挙権その他公民としての権利を行使する	
場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認	必要と認められる期間
められる場合	
職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国	
会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ	 必要と認められる期間
出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得	必安と応められる州田
ないと認められるとき。	
職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細	
胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者として	
その登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子	
(条例第8条第1項において子に含まれるものと	
される者を含む。以下同じ。) 及び兄弟姉妹以外の	必要と認められる期間
者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞	
移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該	
申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤	
務しないことがやむを得ないと認められるとき。	
職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げ	
る社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援と	
なる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しない	1の年において5日の範囲内の期
ことが相当であると認められるとき。	間
ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害	
が発生した被災地又はその周辺地域における生	

活関連物資の配布その他の被災者を支援する活	
動	
イ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームそ	
の他の主として身体上若しくは精神上の障害が	
ある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者	
に対して必要な措置を講ずることを目的とする	
施設であって管理者が定めるものにおける活動	
ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しく	
は精神上の障害、負傷又は疾病により常態とし	
て日常生活を営むのに支障がある者の介護その	
他の日常生活を支援する活動	
職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他結婚	
に伴い必要と認められる行事等のため勤務しない	10 日(週休日を除く。)の範囲内
ことが相当であると認められるとき。	の期間
	1の年において5日(当該通院等
	が体外受精その他の管理者が定め
職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないこ	
とが相当であると認められる場合	る不妊治療に係るものである場合
	にあっては、10 日)の範囲内の期
0 国用(ないが振っ切りによって)1.14 国用)以内	間
8週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)以内	出産の日までの申し出た期間
に出産する予定である女性職員が申し出た場合	
	出産の日の翌日から8週間を経過
	する日までの期間(産後 6 週間を
女性職員が出産した場合	経過した女性職員が就業を申し出
XLIMX II.Z O /C WI	た場合において、医師が支障がな
	いと認めた業務に就く期間を除
	⟨ 。)
が振山の大州隣昌 が医師等の保健や道又は健康シ	妊娠23週までは4週間に1回、妊
妊娠中の女性職員が医師等の保健指導又は健康診	娠 24 週から 35 週までは 2 週間に
査を受ける場合	1回とし、必要と認められる期間
	1日2回それぞれ 30 分以内の期間
生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保	(ただし、必要と認められる場合
育のために必要と認められる授乳等を行う場合	 は、1 日 1 回 60 分以内の期間とす
	 ることができる。)
	1回について2日以内で必要と認
生理日に勤務することが著しく困難である場合	められる期間
職員が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の	2日(定年前再任用短時間勤務職
事情にある者を含む。次号においても同じ。)の出産	員にあっては、15 時間 30 分)の
に伴い勤務しないことが相当であると認められる	範囲内の期間

場合	
物口	
職員の妻が出産する場合であって、その出産予定日	
の 8 週間(多胎妊娠の場合は 14 週間)前の日から	
当該出産の日後8週間を経過するまでの期間にある	当該期間内における5日(定年前再
場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の	任用短時間勤務職員にあっては、そ
始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する	の者の勤務時間を考慮し、管理者が
職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが	定める時間)の範囲内の期間
相当であると認められる場合	
小学校就学の始期に達するまでの子 (配偶者の子を	1の年において5日(その養育す
含む。以下この項において同じ。)を養育する職員	る小学校就学の始期に達するまで
が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかっ	の子が2人以上の場合にあって
たその子の世話又は疾病の予防を図るために必要	は、10 日)(定年前再任用短時間
なものとして予防接種及び健康診断を受けさせる	勤務職員にあっては、その者の勤
ためにその子の世話を行うことをいう。) のため勤	務時間を考慮し、管理者が定める
務しないことが相当であると認められる場合	時間)の範囲内の期間
要介護者の介護、通院等の付添い、介護サービスの	 1 の年において 5 日(要介護者が 2
提供を受けるために必要な手続の代行及びその他	人以上の場合にあっては、10 日)
必要な世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務	の範囲内の期間
しないことが相当であると認められる場合	の #6 四下1 の 券目日
職員の親族(付表の親族欄に掲げる親族に限る。)が	親族に応じ同表の日数欄に掲げる
死亡した場合で、職員が葬儀服喪その他親族の死亡	連続する日数(葬儀のため遠隔の
に伴い必要と認められる行事等のため勤務しない	地に赴く場合にあっては、往復に
ことが相当であると認められるとき。	要する日数を加えた日数)の範囲
	内の期限
職員が父母の追悼のための特別な行事のため勤務	 1日の範囲内の期間
しないことが相当であると認められる場合	
	1の年の7月から9月までの期間
	内における、週休日、条例第7条
職員が夏季における盆の諸行事、心身の健康の維持	の2第1項の規定により割り振ら
及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないこ	れた勤務時間の全部について超勤
とが相当であると認められる場合	代休時間が指定された勤務日等、
	休日及び代休日を除いて3日の範
	囲内の期間
職員が養育する子の授業参観に出席する場合	半日を超えない範囲内で必要と認
	められる期間(義務教育に限る。)
職員が養育する子の入学式、卒業式に出席する場合	半日を超えない範囲内で必要と認
	められる期間(義務教育に限る。)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関	
する法律(平成 10 年法律第 114 号)の規定による	必要と認められる期間
交通しゃ断又は隔離により勤務が不可能となった	必安と認められる期间
場合	
組合の事務又は事業の運営上の必要に基づく事務	
又は事業の全部又は一部の停止(台風の来襲等によ	必要と認められる期間
る事故発生の防止のための措置を含む。)	
地震、水害、火災その他の災害により次のいずれか	
に該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員	
が勤務しないことが相当であると認められる場合	
ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、	
当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に	1週間を超えない範囲内の期間で
避難しているとき。	必要と認められる期間
イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の	
生活に必要な水、食料等が著しく不足している場	
合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うこと	
ができないとき。	
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故	
等により出勤することが著しく困難であると認め	必要と認められる期間
られる場合	
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故	
等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を	ひ面も割みとあっ 加門
回避するため勤務しないことがやむを得ないと認	必要と認められる期間
められる場合	
自動車等の運転免許証の更新手続の場合	半日以内で必要と認められる期間
前各号に掲げるもののほか、管理者が定める場合	必要と認められる期間

(6) 介護休暇

理由	期間
職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上 婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、父母、 子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、 疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日 常生活を営むのに支障があるものいう。)の介護を するため、任命権者が、規則で定めるところによ り、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該 介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を 超えず、かつ、通算して6か月を超えない範囲内	指定する期間内において必要と認 められる期間

で指定する期間内において勤務しないことが相当であると認められる場合

5 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業の状況(R6年4月1日からR7年3月31日まで)

区分	前年度から	の継続者数	R6 年度新	規取得者数
	育児休業	部分休業	育児休業	部分休業
男性職員	0人	0人	0人	0人
女性職員	0人	0人	0人	0人

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分(R6年4月1日からR7年3月31日まで)

区分	免職	降任	休職	降給	失職	計
勤務実績が良くない場合 (地公法 28 I ①)	0件	0件	0件	0件	0件	0件
心身の故障の場合 (地公法 28 I ②、28 II ①)	0件	0件	0件	0 件	0件	0件
職に必要な適格性を欠く場合 (地公法 28 I ③)	0件	0件	0件	0件	0件	0件
その他	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
計	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

(2) 懲戒処分(R6年4月1日からR7年3月31日まで)

区分	免職	停職	減給	戒告	計
法令に違反した場合	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
(地公法 29 I ①)					
職務上の義務に違反し、又は	0 /45	0 /4	0 /45	0 /4	0 /4
職務を怠った場合	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
(地公法 29 I ②) 全体の奉仕者たるにふさわし					
全体の挙任有だるにぶされし くない非行のあった場合	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
(地公法 29 I ③)		U 17	U 1 		
計	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
п	U IT		U IT		

7 職員の服務の状況

服務の根本基準

地方公務員は、地方公務員法において、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力 で職務を遂行しなければなりません。職員が職務を遂行するにあたり守るべき義務は、次のとお りです。

- ・法令等及び職務命令に従う義務
- ・信用失墜行為の禁止
- 守秘義務
- ・職務に専念する義務
- ・政治的行為の制限
- ・争議行為等の禁止
- ・営利企業への従事等の制限

8 職員の退職管理の状況

木津川市精華町環境施設組合職員の退職管理に関する規則を定め、再就職者(離職後に営利企業等の地位に就いている元職員)による現職職員への働きかけが規制されています。

9 職員の研修の状況

(1) 職員研修の実施状況(R6年4月1日からR7年3月31日まで)

研修内容	実施機関	参加者数
ダイオキシン類作業従事者講習	木津川市精華町環境施設組合	1人
令和6年度地方公会計等に係る研修会	京都府自治振興課	1人
議会運営実務研修会 e ラーニング研修	京都府市町村振興協会	2 人
エクセル(基礎・応用)e ラーニング研修	京都府市町村振興協会	1人
廃棄物処理法基礎知識オンライン研修	環境省地方環境事務所	1人
地方公会計の活用、地方公共団体向け複式 簿記(1)・(2) e ラーニング研修	地方公共団体金融機構	1人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1)健康診断の状況

区分	受診者数
定期健康診断(巡回検診又は人間ドック)	13 人
定期健康診断(組合実施)	12 人

(2) 公務災害等の状況

区分	傷病	死亡
公務災害認定件数	0 件	0 件
通勤災害認定件数	0件	0件

(3) 共済制度の状況

地方公務員法第43条に基づく共済制度については、京都府市町村職員共済組合により事業が実施されています。

- ·短期給付事業(健康保険)
- ·長期給付事業(共済年金)
- ・福祉事業 (健康診断、貯金事業、貸付事業など)

(4)福利厚生の状況

地方公務員法第42条に基づく厚生制度については、京都府市町村職員厚生会に加入し、福 利厚生事業を行なっています。

- ・公益事業(健康文化講演会、スポーツ健康交流大会、丹後半島駅伝大会の開催など)
- ・福利厚生事業 (結婚祝金、子育祝金、健康回復助成金など)
- ・退職互助事業 (医療給付事業など)

11 公平委員会の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況(R6年4月1日からR7年3月31日まで)

前年度からの 継続件数	措置要求件数	終結件数	翌年度への 継続件数
0件	0 件	0 件	0 件

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況(R6年4月1日からR7年3月31日まで)

前年度からの	不服申し立て	終結件数	翌年度への
継続件数	件数		継続件数
0 件	0 件	0 件	0 件

(3) 職員の苦情処理の状況(R6年4月1日からR7年3月31日まで)

前年度からの 継続件数	苦情処理件数	終結件数	翌年度への 継続件数
0 件	0 件	0件	0 件